

徳島県訓令第4号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

徳島県職員研修規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県職員研修規程の一部を改正する訓令

徳島県職員研修規程（平成七年徳島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「階層別に」を「採用、昇任、昇格等に基づく職員の階層別に又は職員の選別に基づいて」に改め、「とし、その種別及び対象者は次のとおり」を削り、同条各号を削る。

第九条中「ただし、特別研修については」を「この場合において、必要と認めるときは」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。